

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年9月15日 |
| 【会社名】 | アサヒグループホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | Asahi Group Holdings, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 兼 CEO 小路 明善 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号 |
| 【電話番号】 | 03(5608)5116 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部門長 坂野 俊次郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号 |
| 【電話番号】 | 03(5608)5116 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部門長 坂野 俊次郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2020年8月25日（火）の当社取締役会決議（会社法第370条及び当社定款第23条に定める方法により、2020年8月25日（火）付で取締役会の決議があったものとみなされます。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。）により、当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集（以下、「海外募集」といいます。）が決定され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出し、また、2020年9月7日（月）付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2020年9月10日（木）付で海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定しましたので、これに関する事項を訂正するため、また、海外募集に係る英文目論見書及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

□ 発行数

(訂正前)

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式 31,422,500株
(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 27,609,900株
(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 3,812,600株

(訂正後)

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式 31,422,500株
(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けにより発行される当社普通株式 27,609,900株
(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式 3,812,600株

へ 発行価額の総額

(訂正前)

101,135,201,600円
(上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

101,135,201,600円

ト 資本組入額の総額

(訂正前)

26,138,730,400円(増加する資本準備金の額は26,138,730,400円)
(上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

26,138,730,400円(増加する資本準備金の額は26,138,730,400円)

リ 発行方法

(訂正前)

Nomura International plc、J.P. Morgan Securities plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Citigroup Global Markets Limited、Goldman Sachs International及びUBS AG London Branchを海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下、「海外引受会社」といいます。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、海外引受会社に対して上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

(訂正後)

Nomura International plc、J.P. Morgan Securities plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Citigroup Global Markets Limited、Goldman Sachs International及びUBS AG London Branchを海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下、「海外引受会社」といいます。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、海外引受会社に上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取らせません。

ヲ 提出会社が取得する手取金の総額並びに
 用途ごとの内容、金額及び支出
 予定時期

(訂正前)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限 101,135,201,600円

発行諸費用の概算額上限 470,000,000円

差引手取概算額上限 100,665,201,600円

なお、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額であります。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限100,665,201,600円については、海外募集と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集の手取概算額47,214,059,392円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限8,141,935,808円と合わせ、手取概算額合計上限156,021,196,800円について、全額を2020年10月末までにCUB事業(以下に定義します。)の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン1兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

<後略>

(訂正後)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額 101,135,201,600円

発行諸費用の概算額 470,000,000円

差引手取概算額 100,665,201,600円

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額100,665,201,600円については、海外募集と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集の手取概算額47,214,059,392円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限8,141,935,808円と合わせ、手取概算額合計上限156,021,196,800円について、全額を2020年10月末までにCUB事業(以下に定義します。)の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン1兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

<後略>

3【添付書類】

別添のとおり、海外募集に係る2020年9月7日付の英文目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。